

○仙台市特定非営利活動促進法の施行に関する条例

平成二四年三月一六日

仙台市条例第三号

改正 平成二四年六月条例第四七号

平成二七年一〇月条例第七〇号

平成二九年三月条例第一五号

令和三年三月条例第三号

(趣旨)

第一条 この条例は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(設立等の認証申請)

第三条 法第十条第一項（法第三十四条第五項において準用する場合を含む。）の認証を受けようとする者は、規則で定めるところにより、法第十条第一項各号に掲げる書類を添付し、申請書を市長に提出しなければならない。

2 法第十条第一項第二号ハ（法第三十四条第五項において準用する場合を含む。）に規定する条例で定める書面は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書面とする。

一 当該役員が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）の適用を受ける者である場合 同法第十二条第一項に規定する住民票の写し

二 当該役員が前号に該当しない者である場合 当該役員の住所又は居所を証する権限のある官公署が発給する当該役員の住所又は居所が記載された書面

3 前項第二号に掲げる書面が外国語で作成されているときは、当該書面に翻訳者を明らかにした訳文を添付しなければならない。

4 第二項各号に掲げる書面は、第一項の規定による申請書の提出の日前六月以内に作成されたものでなければならない。

5 市長は、第二項第一号の場合であって、住民基本台帳法第三十条の十第一項又は第三十条の十二第一項の規定により地方公共団体情報システム機構から当該役員に係る機構保存本人確認情報の提供を受けたときは、当該提供を受けた機構保存本人確認情報をもって同号に掲げる書面に代えることができる。

(平二四、六・平二七、一〇・改正)

(補正に係る軽微な不備)

第四条 法第十条第四項(法第二十五条第五項及び法第三十四条第五項において準用する場合を含む。)に規定する条例で定める軽微な不備は、内容の同一性に影響を及ぼさない程度のものであり、かつ、客観的に明白な誤記、誤字又は脱字に係るものとして市長が認めるものその他規則で定めるものとする。

(令三、三・改正)

(社員総会の決議の省略がなされた場合の議事録)

第五条 法第十四条の九第一項の規定により社員総会の決議があったものとみなされた場合の当該社員総会の議事録には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 社員総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- 二 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- 三 社員総会の決議があったものとみなされた日
- 四 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(役員の変更等の届出)

第六条 法第二十三条第一項の規定による届出は、規則で定めるところにより、同項の役員名簿を添付し、届出書を市長に提出して行わなければならない。

2 第三条第二項から第五項までの規定は、法第二十三条第二項の規定により特定非営利活動法人が法第十条第一項第二号ハに掲げる書類を市長に提出する場合について準用する。

(定款の変更の認証申請)

第七条 法第二十五条第三項の認証を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、同条第四項に規定する書類(所轄庁の変更を伴う定款の変更の場合にあっては、当該書類及び法第二十六条第二項に規定する書類)を添付し、申請書を市長に提出しなければならない。

(定款の変更の届出)

第八条 法第二十五条第六項の規定による届出をしようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、同項に規定する書類を添付し、届出書を市長に提出しなければならない。

(事業報告書等の提出等)

第九条 特定非営利活動法人は、事業報告書等を、毎事業年度初めの三月以内に作成し、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に

備え置かなければならない。

2 特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、毎事業年度初めの三月以内に、事業報告書等を市長に提出しなければならない。

3 特定非営利活動法人は、役員名簿及び定款等を、その事務所に備え置かなければならない。

(平二九、三・改正)

(事業報告書等の公開)

第十条 法第三十条の規定による閲覧又は謄写は、規則で定める場所において行うものとする。

(成功の不能による解散の認定申請)

第十一条 法第三十一条第二項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、同条第三項の書面を添付し、申請書を市長に提出しなければならない。

(解散等の届出)

第十二条 法第三十一条第四項の規定による届出は、解散及び清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付し、届出書を市長に提出して行わなければならない。

2 法第三十一条の八の規定による届出は、清算人の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付し、届出書を市長に提出して行わなければならない。

(残余財産の譲渡の認証申請)

第十三条 法第三十二条第二項の認証を受けようとする清算人は、申請書を市長に提出しなければならない。

(清算終了の届出)

第十四条 法第三十二条の三の規定による届出は、清算終了の登記をしたことを証する登記事項証明書を添付し、届出書を市長に提出して行わなければならない。

(認定特定非営利活動法人の認定申請)

第十五条 法第四十四条第一項の認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、同条第二項各号に掲げる書類(法第四十五条第一項第一号ハに掲げる基準に適合する特定非営利活動法人にあつては、法第四十四条第二項第一号に掲げる書類を除く。)を添付し、申請書を市長に提出しなければならない。

(認定特定非営利活動法人の認定の有効期間の更新申請)

第十六条 法第五十一条第三項の申請は、規則で定めるところにより、法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を添付し、申請書を市長に提出して行わなければならない。

ただし、既に市長に提出されているこれらの書類の内容に変更がないときは、その添付を省略することができる。

(認定特定非営利活動法人の認定申請の添付書類等の備置き)

第十七条 認定特定非営利活動法人は、法第四十四条第一項の認定を受けたときは、同条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を、当該認定の日から起算して五年間、その事務所に備え置かなければならない。

2 認定特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの三月以内に、法第五十四条第二項各号に掲げる書類を作成し、同項第一号に掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年間、同項第二号から第四号までに掲げる書類についてはその作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、その事務所に備え置かなければならない。

3 認定特定非営利活動法人は、助成金の支給を行ったときは、遅滞なく、その助成の実績を記載した書類を作成し、その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日までの間、これをその事務所に備え置かなければならない。

(平二九、三・改正)

(役員報酬規程等の提出)

第十八条 法第五十五条第一項の規定による書類の提出は、規則で定めるところにより、毎事業年度初めの三月以内に行わなければならない。

2 法第五十五条第二項の規定による書類の提出は、規則で定めるところにより、遅滞なく行わなければならない。

(令三、三・改正)

(役員報酬規程等の公開)

第十九条 法第五十六条の規定による閲覧又は謄写は、規則で定める場所において行うものとする。

(特例認定特定非営利活動法人の特例認定申請)

第二十条 法第五十八条第一項の特例認定を受けようとする特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、法第四十四条第二項第二号及び第三号に掲げる書類を添付し、申請書を市長に提出しなければならない。

(平二九、三・改正)

(認定特定非営利活動法人に関する規定の準用)

第二十一条 第十七条から第十九条までの規定は、特例認定特定非営利活動法人について準用する。この場合において、第十七条第一項中「五年間」とあるのは「三年間」と、同条

第二項中「五年間」とあるのは「三年間」と、「その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度」とあるのは「翌々事業年度」と、同条第三項中「その作成の日から起算して五年が経過した日を含む事業年度の末日」とあるのは「法第六十条の有効期間の満了の日」と読み替えるものとする。

(平二九、三・改正)

(合併の認定の申請等)

第二十二條 法第六十三條第一項の認定を受けようとする認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、法第四十四條第二項各号に掲げる書類を添付し、申請書を市長に提出しなければならない。

2 法第六十三條第二項の認定を受けようとする特例認定特定非営利活動法人は、規則で定めるところにより、法第四十四條第二項第二号及び第三号に掲げる書類を添付し、申請書を市長に提出しなければならない。

3 第十七條第一項の規定は第一項の認定について、第二十一條において準用する第十七條第一項の規定は前項の認定について、それぞれ準用する。

(平二九、三・改正)

(電磁的記録による保存等)

第二十三條 法第七十五條の規定により読み替えて適用される民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号。以下「電子文書法」という。)第三条第一項に規定する条例で定める保存は、法及びこの条例により備え置かなければならないこととされている書面(電子文書法第二条第三号に規定する書面をいう。以下この条において同じ。)の備置きとする。

2 法第七十五條の規定により読み替えて適用される電子文書法第四条第一項に規定する条例で定める作成は、法及びこの条例により作成しなければならないこととされている書面の作成とする。

3 法第七十五條の規定により読み替えて適用される電子文書法第五条第一項に規定する条例で定める縦覧等は、法(第三十條及び第五十六條を除く。)により閲覧させなければならないこととされている書面の閲覧の提供とする。

4 特定非営利活動法人が、電子文書法第三条第一項の規定に基づき第一項に規定する書面の備置きに代えて当該書面に係る電磁的記録の備置きを行う場合、電子文書法第四条第一項の規定に基づき第二項に規定する書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合又は電子文書法第五条第一項の規定に基づき前項に規定する書面の閲覧の

提供に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項若しくは当該事項を記載した書類の閲覧の提供を行う場合は、規則で定める方法により行わなければならない。

(委任)

第二十四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。

(平二四、六・旧附則・改正)

(各役員の住所を証する書面に関する特例)

2 平成二十四年七月九日以後に第三条第一項の申請書又は第六条第一項の届出書を提出する場合には、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九号) 第四条の規定による廃止前の外国人登録法(昭和二十七年法律第二百五号) 第四条第一項に規定する外国人登録原票の記載内容を証明する市町村(東京都の特別区の存する区域及び地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号) 第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市にあっては、区)の長が発給した書面は、その発給された日から起算して六月を経過する日までの間は、第三条第二項第一号(第六条第二項において準用する場合を含む。)の住民票の写しとみなす。

(平二四、六・追加)

附 則(平二四、六・改正)

この条例は、平成二十四年七月九日から施行する。

附 則(平二七、一〇・改正)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平二九、三・改正)

この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則(令三、三・改正)

この条例は、令和三年六月九日から施行する。